

中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する
法律の一部を改正する法律案要綱

一 改正の内容

中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律が失効するものとされる期限（平成二十四年三月三十一日）を、平成二十五年三月三十一日までに延長することとする。
(附則第2条関係)

二 施行期日

この法律は、公布の日から施行することとする。